

配食サービス費助成について

えん下（飲み込み）やそしゃくが困難なかが、市の指定を受けた事業者から、えん下食（ムース食、ペースト食など）の配食サービスを利用した場合、その費用の一部を助成します。

●対象者（①と②の両方にあてはまるかた）

①市内在住の要支援・要介護認定者または障害者手帳所有者のうち、えん下食による食事が必要なかた

②本人及び同居親族の市民税所得割額が合計16万円未満のかた

●自己負担額

1食あたり500円

●助成対象の配食内容

飲み込みやそしゃくが困難な方のために調理された配食
（ムース食、ミキサー食）

※いわゆる「普通食」は助成対象外です。

●利用方法

申請後、市から決定通知とともに配食一覧表と利用券をお送りします。配食一覧表のなかから利用したい配食を選び、利用券を使う旨を伝えて指定事業者と契約してください。（複数の事業者と契約し、例えば曜日ごとに別の事業者から配食を受けることもできます。）

配食が始まりましたらお弁当と引き換えに利用券を渡し、1食あたり500円を指定事業者にお支払いください。

●問い合わせ

65歳以上のかた：柏市役所高齢者支援課介護サービス担当

04（7167）1135

64歳以下のかた：柏市役所障害福祉課手帳・給付担当

04（7167）1136